

参考資料

1. 次世代育成支援対策行動計画に関わる目標事業量の設定

おびひろ子ども未来プランは、次世代育成支援対策推進法に基づく、後期市町村行動計画としての役割を併せ持っており、全国共通に設定が期待される事業として位置づけられた下記 12 項目について、目標事業量を設定することとなっています。

市では、ニーズ量の把握のため平成 20 年 11 月に実施した「子どもや子育てに関するアンケート調査」をもとに以下の目標事業量を設定しました。

事業名	平成 21 年度事業量	平成 26 年度目標事業量
①認可保育事業	入所者数 2,471 人	入所者数 2,473 人
②特定保育事業	—	—
③延長保育事業	20 所	26 所
④夜間保育事業	1 所	1 所
⑤トワイライトステイ事業	—	—
⑥休日保育事業	1 か所 定員 15 人	2 か所 定員 30 人
⑦病児・病後児保育事業	2 か所 定員 4 人	2 か所 定員 6 人
⑧放課後児童健全育成事業	26 校区 入所者数 1,549 人	26 校区 入所者数 1,592 人
⑨子育て支援拠点事業	7 所	7 所
⑩一時預かり事業	2 か所 定員 30 人	3 か所 定員 45 人
⑪ショートステイ事業	1 所	1 所
⑫ファミリーサポートセンター事業	—	1 所

※②特定保育事業：保護者の就労時間が短い場合や、毎日の就労でない場合でも認可保育所に入所できる特定保育事業については、通常の認可保育所への入所や一時保育の弾力的な受け入れにより対応することとします。

※⑤トワイライトステイ事業：保護者が仕事などの理由で夜間や休日に子どもを臨時に保育するトワイライトステイ事業については、夜間保育事業や休日保育事業などにより対応することとします。

2. おびひろ子ども未来プラン策定の経過

(1) 策定経過

年度	月	経過
平成 20 年度	5月	小・中学生、高校生アンケート調査
	8月	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 帯広市青少年問題協議会
	9月	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年 問題協議会幹事合同会議（平成20年度第1回）
	11月	子どもや子育てに関するアンケート調査
	11月	思春期の子どもの「性」に関する保護者アンケート調査
	11月～H21.1月	母子保健に関するアンケート調査
	1月～6月	関係団体等との意見交換（33団体）
	2月	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年 問題協議会幹事合同会議（平成20年度第2回）
	3月	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年 問題協議会幹事合同会議（平成20年度第3回）
平成 21 年度	4月	市民懇談会（11回）
	7月	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年 問題協議会幹事合同会議（平成21年度第1回）
	10月	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年 問題協議会幹事合同会議（平成21年度第2回）
	12月～H22.1月	関係団体等との意見交換
	12月～H22.1月	パブリックコメント
	2月	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年 問題協議会幹事合同会議（平成21年度第3回）

(2) 帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年問題協議会幹事

合同会議委員

(敬称略・順不同)

帯広市健康生活支援審議会児童育成部会	帯広市青少年問題協議会幹事
学識（特別養護老人ホーム施設長） 村上 勝彦（座長）	帯広市生徒指導連絡協議会 藤原 勝彦（H20） 代田 晃一（H21）
社団法人 帯広市医師会 真井 康博	十勝高等学校生徒指導連盟 山本 浩介（H20） 小野寺 直樹（H21）
社団法人 十勝歯科医師会 柁安 秀樹	帯広市PTA連合会 羽瀬 和美
北海道民生委員児童委員連盟帯広支部 前田 弘文	帯広青年会議所 林 克彦（H20） 村上 亙（H21）
公募 久保 陽一	帯広市青少年育成者連絡協議会 松原 義正（座長代理）
帯広市校長会 金子 良子（H20） 河合 昇男（H21）	帯広市防犯協会 平 清
帯広市私立保育園連絡協議会 中岡 星子	帯広市婦人団体連絡協議会 野水 ミツ子
帯広市保育所（園）父母連絡会 高城 修治	帯広市体育連盟 角谷 蕪啓
帯広幼稚園協会 佐藤 みゆき	帯広市社会福祉施設連絡協議会 印南 恵真子（H20） 佐々木 規子（H21）
帯広商工会議所 梅澤 弘一	生涯学習推進委員協議会 田中 繁雄
	帯広市家庭教育学級運営協議会 岡田 美恵

3. 用語解説

あ行	
新しい少子化対策	平成 18 年 6 月、予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換をはかるため、政府・与党の合意を得て、少子化社会対策会議において決定された。
生きる力	変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身につけさせたい「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の3つの要素からなる力。
育児休業制度	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、子どもが1歳に達するまでの間、子育てのために育児休業することを保障する制度。
一時保育	保護者のパートなどの短時間労働、急病・看護、あるいは育児疲れ解消などの理由で家庭における保育ができない子どもを一定の期間、一時的、緊急的に保育所で保育する制度。
一般事業主行動計画	「次世代育成支援対策推進法」により、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うため、301人以上(平成23年4月以降は101人以上)の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立をはかるための行動計画を策定し実施することとされた。
居場所づくり事業	地域のボランティアなどが中心となり、放課後や週休日などに小学校の特別教室などを利用して、異世代や異学年との交流、自由遊び、工作などの体験の場を開催し、子どもが安心して過ごせるための居場所づくりに取り組む事業。
エンゼルプラン 新エンゼルプラン	「エンゼルプラン」は、当時の4大臣合意により、平成6年12月に示された国の子育て支援に関する10年間の計画。 「新エンゼルプラン」は、「エンゼルプラン」や「緊急保育対策等5か年事業」を引き継ぐ形で「少子化対策推進基本方針」に基づき、6大臣合意により、平成11年12月に示された平成12～16年度までに重点的に推進する少子化対策の具体的実施計画。
延長保育	保護者の通勤環境や就労状況に配慮し、子育てとの両立支援をはかるため、保育所で、通常の保育時間を超えて子どもを預かる制度。
か行	
家庭的な保育	増大する低年齢児の保育需要に対し、保育所の受入れの運用拡大や保育所の増設・新設では対応しきれないなどの場合があることから、応急的待機児童対策として、保育者の居宅で少人数の低年齢児の保育を行う事業。 保育所などが保育者に対し相談・指導を行うなどの連携をはかる。
キャリア教育	勤労観、職業観や知識・技能を育む教育のうち、勤労観・職業観の育成に重点を置いた基礎的で広い範囲に役立つ教育を行うこと。
グローバル化	資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。
経済協力開発機構 (OECD)	経済成長(できる限りの経済成長、雇用の増大、生活水準の向上をはかること)、開発(経済発展途上にある諸地域の経済の健全な拡大に役立つこと)、貿易(多目的かつ無差別な世界貿易の拡大に役立つこと)を目的に設立され、現在30か国が加盟。
ゲームサイト	インターネットで、ゲームソフトを作成販売しているページ、又はゲームができるページ。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。
国際交流員	市の事業の通訳・翻訳や外国人講師派遣事業など、各種イベントの企画などを行っている。
国民生活基礎調査	厚生労働省が政策の基礎資料とするため、昭和61年から毎年、世帯ごとの平均所得や人員構成などを把握する調査。

国民生活選好度調査	国民の価値観やニーズとともに国民生活政策に対する評価やニーズを総合的・体系的に調査・分析し、国民生活に関する政策の適切な展開に役立てることを目的として、昭和 43 年度から実施されている調査。
子育て応援事業所制度	事業所が従業員や市民向けに育児応援のための取組みを実施することを宣言し、市がその事業所を登録する制度。
子育て支援総合センター	市内全体の子育て支援事業の実施や市内 6 か所の地域子育て支援センターの総合調整を行うほか、子育てや児童虐待などに関する相談窓口をもつ。
子ども・子育て応援プラン	「少子化社会対策大綱」に盛り込まれた施策について、その効果的な推進をはかるため、平成 16 年 12 月、少子化社会対策会議において決定された。
子どもと家族を応援する日本重点戦略	平成 19 年 12 月、平成 42 年(2030 年)以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの少子化対策の効果的な再構築・実行をはかるため、すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みんなで支援する社会の実現を目指すものとして策定された。
さ行	
サンデーパパ	毎月 1 度、日曜日に保育所を開放し、父子で遊びながら休日のひとときを過ごすなど、父と子の触れ合う機会を増加させ、父親の育児参加を促進する事業。市では現在 2 か所の保育所で実施している。
事業所内保育施設	事業主及び事業主団体(複数の事業主による任意団体)が、自ら又は共同で設置する施設で、その雇用する労働者の子ども(就学前)の保育を行う施設。
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章	平成 19 年 12 月、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により、仕事と生活の調和(国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること)の実現に向け官民一体となって取り組むために策定された。
次世代育成支援対策推進法	平成 15 年 7 月、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を考慮し、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を速やかにかつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に役立つことを目的とした法律。
指定管理者制度	地方公共団体や外郭団体(地方自治体が、公共の業務をその外部の機関に行わせるために設置した組織)に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・市民グループなどの法人その他の団体に総合的に代行させることができる制度。
児童買春、児童ポルノにかかる行為などの処罰及び児童の保護等に関する法律	児童に対する性的虐待などが児童の権利を著しく侵害することの重大性を考慮し、児童買春、児童ポルノに係る行為などを処罰するとともに、これらの行為などにより心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置などを定めることにより、児童の権利の擁護に役立つことを目的とした法律。
児童の権利に関する条約	国際連合が児童の権利宣言を採択した 30 年後の平成元年に採択し、翌年発効した児童の権利に関する総合的な条約。18 歳未満の児童が有する権利について、幅広く総合的に規定している。我が国は、採択 5 年を経過した平成 6 年に批准(承認)した。
児童福祉法	児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障され守られることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を子育てしている母子家庭等の生活の安定と自立を助けるため、手当を支給し児童の福祉の増進をはかる制度。平成 22 年 8 月からは、父子家庭も支給対象となる予定。

児童保育センター	小学校1年生から3年生までの子どもを放課後や土曜日、春・夏・冬休みの期間など、家庭に代わって保育する施設。保護者が仕事や病気などの理由で保育できない子どもを対象としている。
出生動向基本調査	我が国における結婚と夫婦出生力の実状ならびに背景を定時的に調査・計量し、関連諸施策ならびに人口動向把握などに必要な基礎データを得ることを目的とした全国標本調査。
ジュニアリーダー	地域子ども会活動の支援などのボランティア活動を行っている中学生・高校生。
生涯未婚率	45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均で、50歳における未婚率(結婚したことがない人の割合)を示したもの。
少子化社会対策基本法	平成15年9月、急速に進展する少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することにより、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に役立つことを目的として制定された法律。
少子化社会対策大綱	少子化の急速な進行は社会・経済の持続可能性を揺るがす危機的なものと受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることでできる社会への転換を緊急の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むこととしている。
情報モラル教育	情報社会における正しい判断や望ましい態度を育て、安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識を高める教育。
ショートステイ	保護者が仕事、病気、冠婚葬祭などで児童を一時的に育児できない時、児童を児童福祉施設で預かり、保育を行なう制度。
食育	望ましい食習慣を身に付けるとともに、食の安全や地域の産物、食文化についての理解を深め、健康で豊かな食生活をおくる能力を育むこと。
人口置換水準	長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準をいう。近年の我が国における値は、2.07～2.08といわれている。
新待機児ゼロ作戦	平成20年2月、少子化対策の一環として、保育所に入れない待機児童の解消を目指すことを目的として策定。
青少年育成施策大綱	平成15年12月、青少年の育成に係る基本理念と中長期的な施策の方向性を明確に示し、保健、福祉、教育、労働、非行対策などの幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するために定めた基本的な方針。
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	インターネットにおいて青少年に有害な情報が多く流通している状況から、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにし、青少年の権利を守るため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な対策を行うとともに、有害情報のフィルタリングの普及、その他の青少年がインターネットにおける有害な情報を閲覧する機会を少なくするための対策を行うことを定めた法律。
総合型地域スポーツクラブ	地域住民がクラブ会員として参加し、会員相互の健康維持、体力増進、技術向上のため、自ら企画するスポーツ活動を継続的に行う。また、クラブ会員の拡大や地域コミュニティの維持拡大のため、広く一般の地域住民や児童、生徒を対象とした教室やイベントも企画し、地域に根ざしたスポーツクラブとして活動している。
相対的貧困率 子どもの相対的貧困率	相対的貧困率は、年収が全国民の年収の中央値の半分に満たない人の割合。 子どもの相対的貧困率は、年収が全国民の年収の中央値の半分に満たない世帯にいる17歳以下の子どもの割合。
粗暴犯	暴行、傷害、脅迫、恐喝などの暴力的な罪の呼び名。
た行	
待機児童	認可保育所に入所申請をし、要件に該当しているにもかかわらず、保育所の定員を超過するなどの理由により、どの認可保育所にも入所できない状態にある児童をいう。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野での活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、ともに責任を担う社会。

地域子育て支援センター	各地域での子育ての相談や支援を行う施設で、帯広市内6か所の保育所に設置されている。0歳から就学前までの乳幼児とその親を対象とし、母親同士の情報交換や仲間づくりを支援するとともに、子育て情報の提供や子育ての相談に対応している。
出会い系サイト	インターネットで、交際相手を探している男女の仲介をするページ。
特定妊婦	出産後の子育てについて、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。
特定不妊治療	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精をいう。
特別支援教育	障害のある幼児・児童生徒に対し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育。
特別支援学校	複数の障害種別に対応し、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を実施するとともに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒または幼児の教育に関し必要な助言または援助を行う都道府県設置の学校。
な行	
21世紀出生児縦断調査	21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策などの企画立案、実施などのための基礎資料を得ることを目的に実施された統計調査。
ニート	「職に就いておらず、学校機関に所属もしていない、そして就労に向けた具体的な動きをしていない」若者を指す。
認可外保育施設	児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設であり、認可外保育所・認可外保育施設と呼ばれ、設置には児童福祉法による届出が必要とされる施設。
認可保育所	児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設。施設の広さ、保育士などの職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で小学校就学前の子どもを保育できない場合に、子どもを預かって保育する。
認定子ども園	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、平成18年10月から設置された保育施設。保護者の就労の有無などにかかわらず入園が可能。
ネグレクト	心身の発達を損なうほどの不適切な育児や子どもの安全への配慮がなされていないこと。
ノーマライゼーション	障害のある人たちが特別視されることなく、一般社会の中で普通に生活し、ともに生きる社会こそが普通(ノーマル)の社会であるという考え方。
は行	
バリアフリー	障害者や高齢者などを取り巻く社会環境における物理的、制度的、文化・情報面、意識上の妨げなどを取り除くこと。
ひきこもり	成人した後も自宅に閉じこもったまま仕事をせず、外出もほとんどしない状態をいう。
非正規雇用	総務省の労働力調査において、「パート」・「アルバイト」・「労働者派遣事業所の派遣社員」・「契約社員・嘱託」・「その他」に区分されている雇用形態。
ひのえうま	千支(えと)の1つで、60年に1回まわってくる。ひのえうまの年に生まれた女性は気性が激しいという迷信から、この年に子どもをもうけるのを避けた夫婦が多いと考えられている。
病児・病後児保育	児童が病気あるいは病気回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内、一時的に施設で保育する制度。
ファミリーサポートセンター	就労と育児を両立させる目的で、預かる側の提供会員とサービス利用側の依頼会員が共に登録し、アドバイザーが組み合わせ、相互援助する仕組み。

プロフィールサイト	「プロフ」と呼ばれ、誰でも手軽に携帯電話・パソコンなどで、自己紹介できるページ。
ベイズ推計	狭い地域では、その地域特有要素のため、人口推計を行なうにあたって、データが不安定になることを解消するため、他の情報を推定に反映させ、安定的な推定を行なう手法。
へき地保育所	農村地域の小学校就学前の子どもを、家庭に代わって保育する施設。保護者が仕事や病気などの理由で保育できない子どもを対象にしている。
ベビーシッター	利用者の自宅に出向き、利用者にかわって子どもを預かる保育サービス。
ベビーブーム	赤ちゃんの出生が一時的に急増することをいう。我が国では第2次世界大戦後、2回のベビーブームがあった。第1次ベビーブームは昭和22～24年、第2次ベビーブームは昭和46～49年である。
放課後児童クラブガイドライン	平成19年10月、厚生労働省が放課後児童クラブ(児童保育センター)を運営するに当たっての必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして策定。
母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母親などに対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供を行う施設。
ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣からの委嘱により、住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行うとともに、行政機関の業務に協力するなど、地域において社会福祉の増進に向けた活動を行う人。また、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う人。
や行	
夜間保育所	夜間働いている保護者のため、小学校就学前の子どもを夜間の時間帯に家庭に代わって保育する施設。保護者が仕事や病気などの理由で保育できない子どもを対象にしている。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体的能力、障害の有無、国籍など、人の持つ様々な違いによって支障を感じることなく、できる限り多くの人にとって安心、安全、快適に利用できるように、まち・もの・環境などをデザインすること。
養護	子どもの健康や安全を守り、子どもが心から安心できるような関りをしていくこと。
要支援児童	子どもの発育や保護者の子育てを支援することが特に必要と認められる児童。
幼稚園の預かり保育	保護者の就労などにより、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う保育サービス。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に育児させることが不相当であると認められる児童。
余裕教室	児童生徒数の減少などにより、既存の教室数と比較して学級数が減少し、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

（財団法人日本ユニセフ協会の承諾を得て掲載しています。）

4つの柱

1. 生きる権利

- 防げる病気などで命をうばわれないこと。
- 病気やけがをしたら治療を受けられることなど。



2. 育つ権利

- 教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3. 守られる権利

- あらゆる種類の虐待(ぎゃくたい)や搾取(さくしゅ)などから守られること。
- 障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。



4. 参加する権利

- 自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

条文の要約

日本ユニセフ協会抄訳

第 1 条 子どもの定義

18 歳になっていない人を子どもとします。

第 2 条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見を持っているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

第 3 条 子どもにとってもっとも良いことを

子どもに関係のあることを行うときは、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第 4 条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第 5 条 親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

第 6 条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第 7 条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

第 8 条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなければなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。

第 9 条 親と引き離されない権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、あつたり連絡したりすることができます。

第 10 条 他の国にいる親と会える権利

国は、はなればなれになっている家族がお互いに会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。

第 11 条 **よその国に連れさられない権利**

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。

第 12 条 **意見を表す権利**

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見をあらわす権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第 13 条 **表現の自由**

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利を持っています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第 14 条 **思想・良心・宗教の自由**

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親(保護者)は、このことについて、こどもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。

第 15 条 **結社・集会の自由**

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第 16 条 **プライバシー・名誉は守られる**

子どもは、自分のこと、家族の暮らし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

第 17 条 **適切な情報の入手**

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第 18 条 **子どもの養育はまず親に責任**

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第 19 条 **虐待・放任からの保護**

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第 20 条 **家庭を奪われた子どもの保護**

子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第 21 条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。

第 23 条 障害のある子ども

心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実してらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第 25 条 病院などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

第 27 条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第 29 条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第 22 条 難民の子ども

ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども(難民の子ども)は、その国で守られ、援助を受けることができます。

第 24 条 健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

第 26 条 社会保障を受ける権利

子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。

第 28 条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第 30 条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

第 31 条
休む、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第 32 条
経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

第 33 条
麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。

第 34 条
性的搾取からの保護

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守られなければなりません。

第 35 条
ゆうかい・売買からの保護

国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守られなければなりません。

第 36 条
あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第 37 条
ごうもん・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。

第 38 条
戦争からの保護

国は、15 歳にならない子どもを兵士として戦場に連れて行ってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第 39 条
犠牲になった子どもを守る

子どもがほうっておかれたり、むごいしうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

第 40 条
子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱わなければなりません。